

中国輸出管理法案の現状と問題点

一般社団法人 日本化学品輸出入協会 貿易管理部 中島 義勝



SEMICON Japan 2018

【世界の化学物質規制情報フォーラム】

中国輸出管理法案の 現状と問題点

< 2018年 11月 22日 現在 >

2018年 12月14日 (金) 東京ビッグサイト 東ホール

一般社団法人 日本化学品輸出入協会
貿易管理部 中島 義勝

はじめに(本日の概要)

1. 現状(今判っている規制とその根拠)

- (1)「再輸出規制」を導入する
- (2)広汎な「みなし輸出規制」を導入する?!
- (3)「政治ツール」として使用する?!
- (4)「通常兵器関連」も新たに規制する

2. 問題点(懸念されるインパクト)

- (1) 日本国内での懸念
- (2) 中国国内での懸念
- (3) 世界中での懸念

まとめ

はじめに (本日の内容)

- ◆ 中国が「輸出管理法」を法制化する
- ◆ 詳細は未公表、影響は未確定
- ◆ 中国内外の産業界に甚大な影響が出る恐れ

一般財団法人 安全保障貿易情報センター様(以後CISTEC)が危機感を持ち、広く産業界や政府に働きかけてこられた。中国に再考を求める意見書を、オール日本や日米欧三極から取り纏め、提出されている。

CISTECの情報を、当方の責任でまとめた内容を説明する。細則等が未開示の現状で、懸念を周知することを狙いとした為、推定が含まれている。また、判り易くするためキーだけに絞り、全ては網羅していない。

安全保障輸出管理とは (解説)

- ◆ 国際平和や自国の安全保障のために
国際協調して汎用品や技術の輸出を管理する
- ◆ 4つの国際レジーム^{注)}で毎年話し合っって規制対象
を決定し、日米欧でほぼ同じ管理をしている
注)NSG(核)、AG(生物・化学兵器)、MTCR(ミサイル)、
WA(通常兵器)('96年発足、42ヶ国参加)の4つ。
- ◆ WAは、西側諸国が旧共産圏に軍事技術・戦略物資
を流出させないために組織した「ココム」が前身
- ◆ 輸出申請では今でも中国向けを厳しく審査している
- ◇ 規制技術を国外とサーバ等で共有することも規制対象

1. 現状

目次

1. 現状 /今判っている規制案 (参考) <根拠>

何が起きているのか

- (1) 「再輸出規制」を導入する
- (2) 広汎な「みなし輸出規制」を導入する?!
- (3) 「政治ツール」として使用する?!
- (4) 「通常兵器関連」も新たに規制する

何が起きているのか

- ◆ **中国**が新規に「**輸出管理法**」を制定しようとしている。(中国語標記では「出口管制法」)

2017年6月のパブコメ後、世界の政府や産業界から要望が出されているが、その後の情報はまだ無い。

- ◆ 詳細は未公表、**影響は未確定**

規制内容はパブコメ時に発信された情報しかなく、細則は未公開のため、規制品目、規制国・地域、輸出許可手順・条件などは未だ未確定。

情報はCISTEC HP:http://www.cistec.or.jp/service/china_law.html

⇒中国内外の産業界に**甚大な影響**が出る恐れ

(1)「**再輸出規制**」を導入する

【中国外において影響】

＜根拠＞法案 第六十四条 (再輸出)

- ①中国製の規制品目を**一定割合以上含む製品を再輸出**するには、**中国政府の許可**が必要 (デミニミス・ルール)
- ②**原産性を問わず**中国から輸入した規制品目を再輸出するには、**中国政府の許可が必要?!**

詳細は国務院又は中央**軍事**委員会が別途規定する

⇒違反時には**巨額の罰金**や**制裁**
再輸出先の**状況報告**等を求められることもあり得る

(参考) **通過**や**中継**だけの貨物も法案の規制対象(法案六十五条)?!

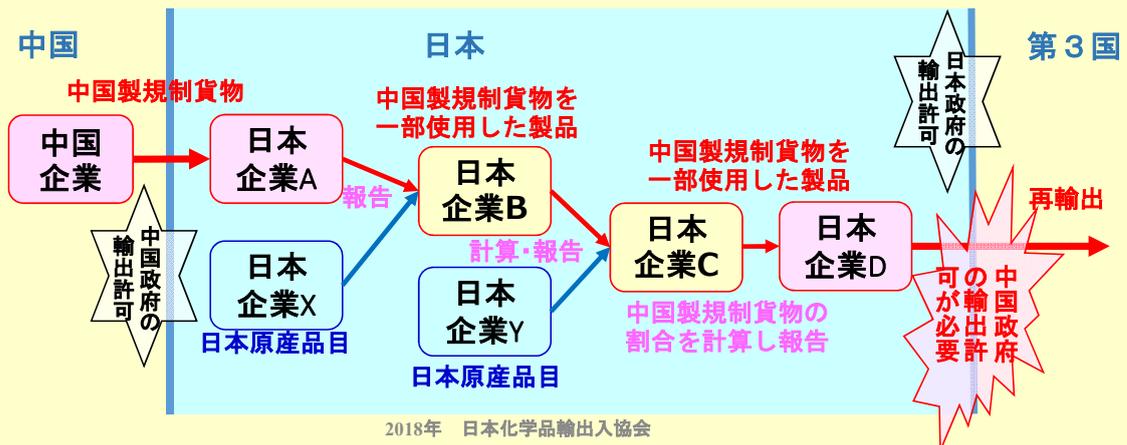
再輸出規制とは (解説)

- ◆ **自国製の規制品目を一定割合以上含んだ外国製品**をその国から**再輸出**する際には、**自国政府の許可**をその**外国に強要**する制度 ①(デミニミス・ルール)
- ◆ **米国だけが EAR** において実施している
- ◆ 規制の**域外適用**であり国際法に抵触する恐れ
- ◆ 日欧政府もことある毎に違法性を指摘してきた
- ◆ 日本や欧州の企業が多大な負担とリスクに苦しめられてきた**問題の大きな制度**

1. 現状 /今判っている規制案 (1)

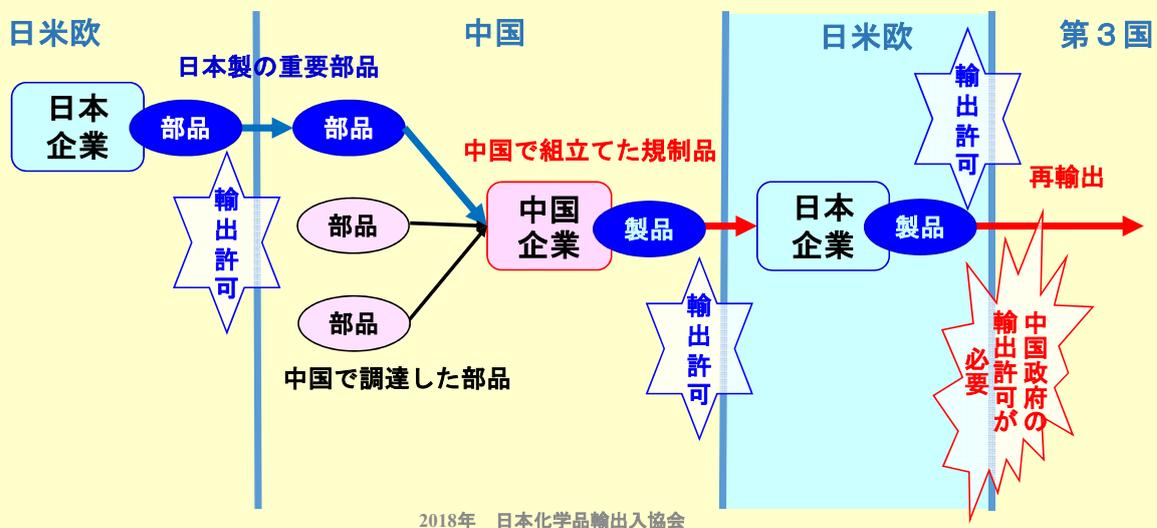
法案の「再輸出規制」では ①【デミニミス・ルール】

日本に在る**国内取引だけ**の企業(BやC)であっても、サプライチェーンの中で**中国原産の規制貨物**を取扱う場合には、再輸出のための複雑な計算や再輸出規制の対象か否かの判断等の**負担が発生**する



法案の「再輸出規制」では ②【原産性不問の場合】

中国で組立てた製品を輸入して再輸出する際にも
中国政府の許可が必要



(2) 広汎な「みなし輸出規制」を導入する?!

<根拠> 1) 法案 第三条 (輸出管理...の定義)

2) 条約法律司で立案に係わっていた元官僚
(任清弁護士)による解説記事 など

<http://opinion.caixin.com/2017-06-26/101105472.html>

http://www.glo.com.cn/en/content/details_13_684.html

「外国公民」と「外国法人」が

中国内の外国人・企業を指す?!

「貨物」もみなし輸出規制の対象(三条:両用物資...の定義)

①中国内の外資企業への貨物・技術の提供に許可要?!

②中国企業の社内の外国人への貨物・技術の提供に許可要?!

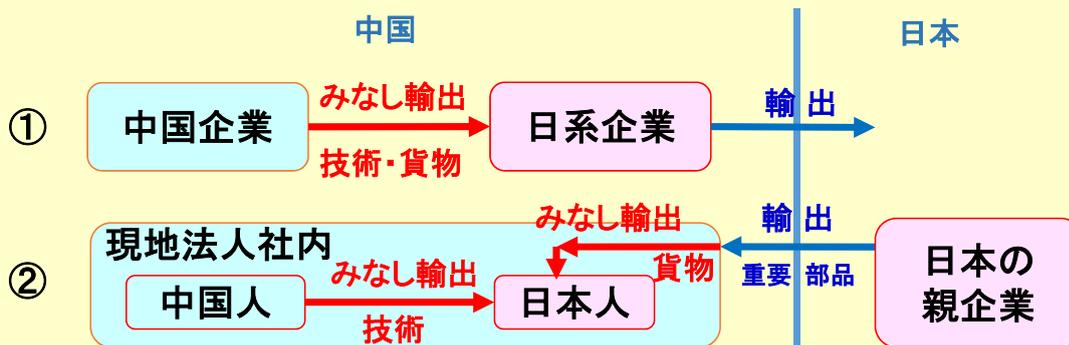
世界の「みなし輸出」規制とは (解説)

- ◆国内の外国人への**技術**提供を規制する制度
貨物、役務も対象とする輸出規制は**世界に無い**
- ◆国際的に広く行われている制度ではなく、**米国**と日欧で抑制的に実施されている。**米国**の例では日欧等はほぼ対象外とされ**影響は殆ど無い**
- ◆**日本**では**6ヶ月未満**の留学生や研究員などへの技術の提供を許可の対象にするなど、**限定的に**規制している。6ヶ月以上滞在している者や、雇用された者は規制対象外になる

1. 現状 /今判っている規制案 (2)

法案の**みなし輸出**規制では **【中国国内にも影響】**

- ◆**貨物も対象であり極めて特異**
- ①**外資系の中国法人も外国扱いで規制対象か?!**
- ②**社内での中国人社員から外国人社員への技術と貨物の提供も規制対象か?!**



(3) 「政治ツール」として使用する?!

国際レジームに基づき、国際的に協調して行われている通常の安全保障輸出管理とは全く違う**特異な制度**である

◆立法趣旨から**政治的色彩**が見られる

- ・ 中国は米国同等の超大国になった
 - ・ 規制される側から「規制する側」になる
- ①米国による強力な制裁への対抗・**報復手段**
 - ②先端**技術の獲得手段**(軍民融合、中国製造2025等)
 - ③中国政府による**域外での最終用途確認権限**等
 - ④**ブラックリスト**や**規制リスト**の政治的利用
 - ⑤**戦略的稀少資源の保護** (WTOルールに抵触)

<根拠>

◆法案 第一条 (立法趣旨)

「国家の安全と**利益の発展**を守り、核不拡散条約等の国際的義務を履行」その他

◆起草説明 「一」 (立法の必要性)

- (一)輸出管理は国家の安全と**利益発展**を守るための重要手段
大量破壊兵器・通常兵器と関連の汎用品の拡散リスクを防ぐことにより、国家の安全維持、テロ・暴動防止、重要戦略**稀少物資の保護**、国際的義務の履行等を図る上で重要な役割
- (二)規制実行のための**調査権限整備**のための法律体系の改善を図る
- (三)国際的義務の履行により、責任ある大国のイメージ確立が必要。国際規則とのリンクを促進することで国際協力を促進

1. 現状 /今判っている規制案 (3)「政治ツール」 中国輸出管理法案

◆国務院と中央軍事委員会の強い関与 商務部は執行部門

＜根拠＞法案 第五条（主管部門）等

①米国による強力な制裁への対抗・報復手段

＜根拠＞法案 第九条（対等の原則）

（影響）CAITEC（商务部国际贸易经济合作研究院）
研究報告書「美国实施防扩散制裁的实质及应对」
<http://zhlmmy.caitec.org.cn/article/yjcg/201603/1617.html>

- ◇米国の輸出規制を研究して、作り上げた
- ◇米国によるZTE社に対する巨額の課徴金等が契機
- ◇発動の条件は明確でなく、裁量を持って運用する

1. 現状 /今判っている規制案 (3)「政治ツール」 中国輸出管理法案

②輸出審査を先端技術獲得の手段として利用

＜根拠＞法案 第三十三条（両用物資の申請資料）

③域外での最終需要者・最終用途の实地検証

＜根拠＞法案 第二十八条（エンドユーザーについての検証）

④国家安全や利益の見地からの禁止顧客リスト

＜根拠＞法案 第二十九条（ブラックリストによる管理）

④規制リストを臨時的に追加できる規定

＜根拠＞法案 第十四条（臨時管理）

＜その他の懸念の根拠＞

- ・ CAITEC研究報告書 群 — 2016年3月
<http://zhlmmy.caitec.org.cn/> の「研究成果」参照
- ・ Bloomberg BNAの記事 など
<https://www.bna.com/us-companies-brace-n73014462921/>

1. 現状 /今判っている規制案 (3)「政治ツール」 中国輸出管理法案

⑤戦略的稀少資源の保護 起草説明一(一)

<根拠> CAITECの研究報告書

「我国优势战略矿产资源出口管制展望」

<http://zhlmmy.caitec.org.cn/article/yjcg/201603/1616.html>

「戦略的稀少鉱物資源」の輸出規制がいかに重要で、いかに国際的圧力に抗していくことが必要かが述べられている

- ◇貴重な稀少鉱物資源の輸出規制は、中国の経済発展のために必要であり、**経済的主権**の問題である(西側諸国は、輸入して蓄積している)
- ◇**レアアース**やタングステン等は、大量破壊兵器や武器に使われるから、その輸出規制は中国の**国家安全保障**に寄与する
- ◇これらに輸出規制をかければ、日米欧諸国は、国際貿易訴訟というやり方等で圧力をかけてくると思われるが、WTOの安全保障**例外条項**を適用して対応する

1. 現状 /今判っている規制案 (4) 中国輸出管理法案

(4)通常兵器関連も新規に規制

- ◆現在の輸出管理は大量破壊兵器関連だけだが、新規に**通常兵器**関連の**貨物と技術**も規制する

<根拠> 法案 第二条 (適用範囲)

- ①**極めて多数の民生品・技術**が新規に規制対象になる
- ②しかし、まだ規制内容は明確ではない

- ⇒もし、十分な**準備期間**が設けられなければ、
 - ・多数の中国企業が輸出管理に対応不能
 - ・中国政府も許可などタイムリーな対応不能の恐れ
- ⇒もし、世界と異なる**独自の内容**で規制されたら、
 - ・日米欧の現地法人やその本社も大混乱の恐れ

2. 問題点(懸念されるインパクト)

(1) 日本国内での懸念

(2) 中国国内での懸念

(3) 世界中での懸念

「1. 現状」で紹介した規制の**最悪の想定**に基づき
事業にどの様な**インパクト**が出るか**推定**し解説する

2. 問題点(懸念されるインパクト) (1)日本国内

(1) 日本国内での懸念

1) 「再輸出規制」による影響

参照先
1. (1)①

①**中国製の規制品目**を組込んで日本で製造した製品も、
中国政府の許可なく日本から自由に輸出できなくなる。

◇再輸出できる場合でも、中国法での規制品目か否かの
判断や**混合割合の計算**、再輸出先の**状況報告等**
多大な負担及び**巨大な制裁リスク**が発生する。

◇再輸出するか否かに係わらず、また、直接**中国との**
取引がない日本企業であっても、サプライチェーン
の中で**複雑な混合割合の計算**が必要になる。

1) 「再輸出規制」による影響(つづき)

参照先
1. (1)②

②原産性を問わず、中国を通過して輸入した
全ての規制貨物の取扱で前述の負担が発生する!?

◇反応させて違う物質に変えても対象外になるかどうか不明

- ◆日本国内の企業が、膨大な管理負担と
巨大なリスクを負いたくないため、
⇒中国から輸入した原料等の使用を避ける
⇒中国品(経由品を含む)の販売を避ける

⇒中国品は購入できなくなる恐れ

2) 「輸出先現地検査」による影響

参照先
1.(3)③

③中国当局が日本の最終需要者の工場に立入り、
中国からの規制品目が輸出許可申請通りに使用
されているか実地に検査する。

- ◆日本の先端技術・CBI(企業秘密)が流出する恐れ
- ◆立入には日本政府の許可も必要になる恐れ
⇒国内企業は中国品の使用・販売を避ける

⇒中国品は購入できなくなる恐れ

3) 「**戦略的稀少資源の保護**」による影響

参照先
1.(3)⑤

⑤中国の都合で輸出が制限・停止される

◇日本の工場に中国当局が立入り、使用状況を確認

◇使用状況報告の義務化(紛争鉱物の川下管理版)

◆レアアース等の入手が困難となり、ビジネスが
継続出来なくなる

⇒日本企業は機微な技術やCBIの流出を恐れ、
使用を停止

⇒日本企業は、最終需要者情報の報告が厳格に
要求されると管理負担とコストが膨大になるため、
取扱いを避けるようになる

⇒中国品は購入できなくなる恐れ

(2) 中国国内での懸念

1) 「**みなし輸出規制**」による影響

参照先
1.(2)

懸念される輸出規制

①中国内の日系企業への貨物・技術・役務の提供が
輸出許可対象になる?!

②社内の日本人への貨物・技術・役務の提供が
輸出許可対象になる?!

1) 「**みなし輸出規制**」による影響 (つづき)

参照先
1.(2)

①中国内の日系企業が輸出許可対象になる?!

◆中国企業が面倒な許可申請を嫌い**取引を拒否**し、
⇒現地法人は中国国内での**調達や取引が困難**になる

②社内の日本人が輸出許可対象になる?!

◆毎日の、日本人社員を交えた社内打合せ、メール
送信、DBアクセス等が許可対象、更に、規制貨物
を日本人に提供することも許可対象となり、
⇒**日本人赴任者は事実上日常業務ができなくなる**

⇒**中国からの撤退も**

工場や技術などの資産は残し、
土地浄化費用も負担しての撤退

2) 「**技術開示要求**」による影響

参照先
1.(3)②

②懸念される運用

(該非判定は輸出者が行い、疑義がない限り当局
もそれを尊重する日本などの運用が一般的だが)
該非判定に必要な以上の機微な情報まで求められる

◆日本の優位な**技術**や**CBI**が**流出**する
◆従わなければ、中国から輸出できなくなる
⇒**提供企業が重要部分品の情報開示を嫌がって
供給を拒否**し、中国中で調達できなくなる

⇒**中国からの撤退も**

3) 「通常兵器関連も規制」による影響

参照先
1.(4)

①極めて多数の民生品・技術が新規に対象となる

- ◆企業の負担が大幅に増加し、コストも増大する
- ◆輸出管理体制の構築に時間と費用がかかる
- ◆作業負荷が急増し、輸出が滞る

⇒多数の中国企業が輸出管理に対応不能となる
⇒中国政府も許可などタイムリーな対応不能となる

②もしWAと異なる独自の内容で規制されたら

(除外規定などの細部まで一致しないと)

- ◆日米欧の現地法人やその親会社も大混乱となる

⇒中国からすぐに輸出できない

(3) 世界中での懸念

(「政治ツール」としての使用)

1) 「制裁への報復」による影響

参照先
1.(3)①

①米国への対抗・報復手段

- ◆米国による中国企業への2次制裁等に対抗して、中国が米国の企業に制裁を課す恐れ
- ◆米中報復合戦に巻き込まれる
米中どちらの側に付くか選択を迫られる

⇒取引中止や事業撤退も

2)「禁止顧客リスト」による影響

参照先
1.(3)④

④ブラックリストを政治的に利用

- ◆日米韓の防衛産業や台湾政府系を排除
- ◆中国企業のライバル潰しで狙われる
- ◆米中規制リストのどちらを選択するか
- ◆台湾企業との協業ができなくなる

⇒取引中止や事業撤退も

(注)外国ユーザーリストは禁輸ではない

まとめ

中国が進めている「輸出管理法」には大きな懸念

◆全く異質な規制

- 1)再輸出規制
- 2)広汎なみなし輸出規制

◆政治的な利用

- 3)レアアース保護や不当な技術開示要求、
報復措置やブラックリストの政治的利用等

◆安全保障輸出管理に限っても

- 4)通常兵器関連も新たに規制を導入

法案が懸念される内容で成立すれば

- ◆ 中国内外の産業界に**甚大な影響**が出る恐れ
- ◆ **貿易**や中国への**投資**への影響は勿論、
- ◆ 日本で**国内取引**しかない小さな会社にも大きな影響が懸念される

**⇒中国との取引停止や
⇒中国からの撤退も**

規制の詳細は未確定だが**個社としての危機管理**

先ず、現状の周知、危機感の共有から

**最悪に備えて、現地での情報収集、
対応の検討などのご準備を！**

**安全保障輸出管理の枠を超えた
危機管理対応が必要です**

中国輸出管理法案の現状と問題点

ご清聴有難うございました

JCEIA 一般社団法人 日本化学品輸出入協会
Japan Chemical Exporters and Importers Association

TEL : 03-5652-0014

URL : <http://www.jcta.or.jp/>

一般社団法人 日本化学品輸出入協会 貿易管理部 中島 義勝

SEMICON
JAPAN

 semi